



■新しい年を迎えて



公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター
理事長 新長謙三

明けましておめでとうございます。

各生活衛生同業組合の皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日ごろより当指導センターの運営にご理解とご協力をいただいていることに深く感謝を申し上げます。

さて、生衛業を営む皆様には、感染拡大を繰り返す新型コロナウイルス、長引くウクライナ情勢と想定外の危機の連続が、日本経済に悪影響を及ぼす厳しい環境の下、日々経営の維持、発展にご尽力いただいていることに、心から敬意を表します。

生衛業は、消費者の日常生活に密着した不可欠なサービスと商品を提供するという私たちの生活に欠くことのできない重要な役割を担っております。

このような厳しい時代こそ、組合員の皆様が一致団結し、組織力を發揮することで、多様化・複雑化する社会の要請に的確に対処し、経営の安定化を推進するとともに、消費者の利益の擁護を図りつつ、個々の経営が力強く発展していくかなければなりません。

このため、当指導センターでは、生衛業界の皆様方の経営の安定と健全な発展・活性化を図るための各種事業に取り組んでおり、国や県等の支援の下、日本政策金融公庫の融資制度の積極的活用支援、助成金等の個別相談等に成果をあげてまいりました。

また一方では、全国的な取組として、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、生活衛生同業組合の周知・広報活動や組合活動活性化の取組を重点的に展開しております。

当指導センターとしても、「衛生水準の確保・向上事業」により各生活衛生同業組合との連携のもと、組合加入促進のための広報や組合活性化のための取組を行い、生衛業界の健全な発展に向けて努力してまいります。

今年は幸いにも「G7広島サミット」が開催され、本県経済の活性化も期待されており、生衛業界にとって業績V字回復の起爆剤となるよう願っております。

皆様におかれましては、利用者・消費者である県民に対する一層の安全で安心できる生衛サービス提供に努められますようお願いいたします。

年頭にあたり、各広島県生活衛生同業組合及び（一社）広島県生活衛生同業組合連合会の、ますますのご発展と組合員の皆様のご健勝とご多幸を祈念して新年のご挨拶といたします。

〈今回の紙面〉

新しい年を迎えて.....	1	クリーニング師・業務従事者講習を受講しましょう.....	6
広島県生活衛生営業指導センター 理事長		理容店・美容店・クリーニング店・一般飲食店を	
新年のごあいさつ.....	2~3	営業の皆様へ.....	6
広島県知事		生活衛生同業組合加入のおすすめ.....	7
広島県生活衛生同業組合連合会 会長		税務署からのお知らせ.....	7
日本政策金融公庫広島支店 支店長		日本政策金融公庫からのお知らせ.....	8
栄えある褒章の受賞・生活衛生功労者の表彰.....	4	広島県からのお知らせ.....	9
生衛組合だより.....	5	せいえいくん.....	10
理容組合・食鳥肉販売組合・美容組合・食肉組合			

■新年のごあいさつ

広島県知事 湯崎英彦



令和5年の新春を迎え、各広島県生活衛生同業組合並びに広島県生活衛生営業指導センターの皆様に、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大の波が繰り返されるとともに、ウクライナ情勢を契機とした原材料やエネルギー等の価格高騰に、円安の進行が更なる拍車をかけ、県民生活や本県経済に大きな影響が及ぼされました。

引き続き、これら足元の課題にしっかりと対応していきながら、地域共生社会の実現や激甚化・頻発化する気象災害等へ対応するための社会的基盤の強化と、ウィズ・アフターコロナを見据えた社会・経済の発展的回復に、時機を逃さず全力で取り組んでまいります。

そして今年は、G7広島サミット（主要国首脳会議）が、5月19日から3日間の日程で開催されます。人類史上初の原子爆弾による破壊からの復興と平和による繁栄を成し遂げた「広島」で、世界の政治リーダーが、世界経済や気候変動など、国際社会が直面する様々な課題を議論することは、極めて意義が大きいことです。

世界情勢が緊迫化し、核兵器使用のリスクが高まる中、世界の平和と持続的な発展に向けた対話の場所として広島の地が選ばれたことは、「国際平和文化都市」としての広島の発信力が重視されたことの表れであると考えています。そして、この機会を生かし、力強い平和のメッセージと広島の魅力を世界中に発信することで、国内のみならず、世界各国から、広島を訪れる、あるいは選んでいただける契機となるよう取り組む必要があると考えています。

引き続き、県民の皆様にご協力いただきながら、サミットに参加される方だけでなく、サミットを機に広島を訪れる皆様に「広島に来てよかったです」、また、広島でお迎えする県民の皆様にとっても「広島で開催されてよかったです」と思っていただけるよう着実に準備を進め、サミットを成功に導きます。そして、サミットのレガシーを継承し、サミット後の本県の更なる発展につながるよう取り組んでまいります。

今後とも、本県の強みである都市と自然の近接性を最大限に生かした適散・適集な地域づくりと、「安心」の土台と「誇り」の高まりにより、県内のどこに住んでいても、県民一人ひとりが夢や希望の実現に向け「挑戦」できる社会を目指す取組を進めることで、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思える」広島県を、県民の皆様と一緒に実現してまいります。

本年も、本署行政へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和5年元旦

謹んで新春の

公益財団法人
広島県生活衛生営業指導センター

理事長	新長謙三	食肉
副理事長	三住	武理容
専務理事	森脇幸也	食鳥肉販売業
監理	荒川勇	指導センター
監理	佐々木克己	社交飲食
監理	滝村勝博	喫茶飲食
監理	藤本勇次	興行
監理	千玉敏之	飲食業
監理	山本拓治	美容業
監理	事面迫博文	クリーニング
監理	下井田繁喜	公衆浴場業
監理	有本隆哉	ホテル旅館
監理	川口伸二	料理業
監理	伊木剛二	
監理	長谷川信男	
監事	広島県商工会連合会	
監事	杉野龍一	
監事	貝原英伸	
監事	多田誠	
多田総合会計事務所		

川信男
広島県商工会連合会
龍一 料理業
英伸 美容業
誠
多田総合会計事務所

■新年のごあいさつ

一般社団法人 広島県生活衛生同業組合連合会
会長 佐々木 克己



新年明けましておめでとうございます。

各生活衛生同業組合の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えたことと存じます。

また、日頃より、当連合会の運営に格段のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつあるものの、我々生衛業界への影響は依然として続いており、さらに、長引くロシアによるウクライナ侵略などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物等の国際価格の上昇、農林水産物や原材料等の安定供給の停滞など、国民生活への不安の高まりは、密接にかかわりのある私たちの経営に大きく影響しております。

こうした中で、国、県や市、さらには日本政策金融公庫をはじめとする諸機関から手厚い経済対策等のご支援をいただき、深く感謝をいたしております。

当連合会といたしましては、このような時代こそ各生活衛生同業組合の強い結束のもと、今後のアフターコロナの時代を見据えて、広島県や広島市をはじめとする行政機関と更なる連携を図り、有効な事業展開を図っていく所存です。

今年は、ビッグイベントの「G7広島サミット」が開催され、本県への経済波及効果も大いに期待されます。

生衛業を取り巻く情勢が厳しい中、生活衛生同業組合の皆様におかれましても、一致団結して、より一層の組合活動の活性化に努めていただき、この難局を乗り越えていくことこそ重要と考えておりますので、引き続き皆様方のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしますとともに、私たち生衛事業者にとって明るい話題があふれる1年となることを心から願いまして、新年のご挨拶といたします。

株式会社日本政策金融公庫 広島支店
支店長 斎藤 卓也



令和5年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、原材料価格の高騰や人件費の上昇といった要因が加わり、生活衛生関係営業者の皆様方にとて、大変厳しい経営環境であったと承知しております。このような状況においても、感染予防対策に万全を尽くしながら営業を続け、地元の生活基盤を下支えするとともに“地域の賑わい”を守っておられる皆様方に、心から敬意を表します。

足元では、観光支援事業やインバウンド観光客の受入れが再開し、感染対策と経済活動の両立に向けた動きが活発化しております。また、本年5月には広島市でG7サミットが開催され県内経済への波及効果も期待されるところです。

皆様方におかれましては、これまで通りの衛生管理を行いつつ、たゆまぬ営業努力によってこの難局を乗り越え、地域活性化の牽引役としますますご活躍されることをご期待申し上げます。同時に、本年がコロナ禍からの脱却を果たし、ご商売の飛躍につながる一年となることを心よりお祈り申し上げます。

私ども日本政策金融公庫といたしましても、引き続きコロナ禍の影響を受けた皆様方へのご融資、公庫融資の借換え・条件変更などにきめ細かく対応させていただくとともに、事業拡大に向けた設備投資、創業や事業承継のご支援にも積極的に取り組んでまいります。

また、経営工夫事例を掲載した『生活衛生だより』の発行や、各分野の専門家を講師とする『課題解決セミナー』の開催など、経営に役立つ情報の発信にもより一層力を入れ、コロナ禍からの脱却に向けて、前向きにご商売を展開される皆様の支援に、これまで以上に努めてまいる所存です。

結びに、本年が皆様方にとって実り多く、商売繁盛の一年となりますよう心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

■ 栄えある褒章の受賞・生活衛生功労者の表彰

◆令和4年 秋の褒章

藍綬褒章

藤本勇次

広島県興行生活衛生同業組合 理事長



栄えある受賞
おめでとうございます。



◆令和4年度 生活衛生功労者の表彰

厚生労働大臣表彰（令和4年10月28日表彰）

井上清美 広島県社交飲食生活衛生同業組合 副理事長
山岡伸 広島県喫茶飲食生活衛生同業組合 常任理事



広島県知事表彰（令和4年10月26日表彰式）

梅林保雄 広島県ホテル旅館生活衛生同業組合 常務理事
藤谷泰造 広島県クリーニング生活衛生同業組合 常任理事
岡本侑士 広島県飲食業生活衛生同業組合 副理事長
大串修二 広島県社交飲食生活衛生同業組合 専務理事

（一社）全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰（令和4年10月28日表彰）

野田実 広島県飲食業生活衛生同業組合 理事
唐沢鎮男 広島県飲食業生活衛生同業組合 理事
木村健一郎 広島県飲食業生活衛生同業組合 常務理事
山田裕嗣 広島県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事

表彰されました皆様に心から
お祝い申し上げます。
益々のご活躍をお祈り申し上
げます。

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会会長表彰（令和4年10月26日表彰式）

清水敏宏 広島県興行生活衛生同業組合 副理事長
小野田勉 広島県理容生活衛生同業組合 監事
和田芳弘 広島県飲食業生活衛生同業組合 理事
浅田克也 広島県飲食業生活衛生同業組合 理事
竹内克博 広島県飲食業生活衛生同業組合 監事
生武誠 広島県料理業生活衛生同業組合 幹事長
松川美津子 広島県社交飲食生活衛生同業組合 常任理事
内海政治 広島県社交飲食生活衛生同業組合 常任理事
幡司安夫 広島県社交飲食生活衛生同業組合 理事
小林巧治 広島県食鳥肉販売業生活衛生同業組合 理事



■ 生衛組合だより

理容組合

第 74 回全国理容競技大会へ出場しました（令和 4 年 10 月 17 日）

全国大会が、秋田県立武道館において 3 年ぶりに開催されました。本県から若山県教育長を団長に、「第 1 部門 フェード・フリースタイル」に沖野幹勝選手、「第 2 部門 レディスカット・トレンドディアクティブスタイル」に西村昌記選手、「第 3 部門 ワールドヘア in Japan 2022 D'S」に田浦宏光選手が出場しました。

3 選手は、日頃の成果を遺憾なく発揮して健闘したものの、惜しくも僅差で上位入賞を逃がしました。

既に各選手は、北海道札幌市で開催される次回大会でのさらなる高みを目指して、歩み始めていますので、大いに期待できます。



食鳥肉販売組合



『国産チキンまつり 2022』を開催しました！

10 月 29 日は「国産とり肉の日」です。

私たちは、国産チキンの安心とおいしさをもっと多くの人に知っていただくため毎年全国で「国産チキンまつり」を開催しています。

本年度、広島県支部は、10 月 28 日～31 日に開催し、「新作から揚げ」の発売、から揚げ粉の進呈、元気くんシールやリーフレットの配布等々、各店舗が工夫を凝らした催しとなりました。



酉年(とりどし)が干支の 10 番目であること、肉=29 という事で 10 月 29 日は「国産とり肉の日」

美容業組合

ヘアリセッターとは、
髪の生えぐせを直す技術

「ヘアリセッター講習会」を開催 !!

9 月 26 日（月）、ガモウスタジオ（広島市中区）において「ヘアリセッター講習会」を開催しました。コロナ禍により久しぶりの技術講習会だったため、51 名の方にご参加いただき大盛況の会となりました。



食肉組合

食育講座『お肉をおいしく食べよう』の開催

10 月 9 日、広島市南区仁保公民館において、肉牛の生産農家から食卓までの肉の流通を学び、実際に「広島牛」の牛肉を使って親子で調理をし、味わって食の重要性を考える講座を開催しました。（参加者：親子 9 組、19 名）

たのしく、美味しい、最高でした！



■ クリーニング師研修・業務従事者講習を受講しましょう

クリーニング師及び業務従事者（取次所を含む）は、「クリーニング業法」により消費者保護を目的として、新しい知識の習得や技術の向上を図るために3年を超えない期間ごとに1回、県知事が指定する研修等を受講することが義務付けられています。

本年度の受講対象者は、令和元年度以前に研修等を受講された方と、これまで受講されていない方です。必ず受講するようお願いします。

①クリーニング師研修（今年度最後の研修です。）

開催日	会場
令和5年1月22日(日)	広島市 広島県環衛ビル9階

※開催日の15日前までに申込みができます。

②業務従事者講習

講習は、通信教育（令和4年度の申込受付は終了しました。）



福山会場 (R4.10.30)

■ 理容店・美容店・クリーニング店・一般飲食店を営業の皆様へ

- 「Sマーク」とは、消費者の皆様にご利用いただくときの安全・安心の目印です。

Safety…安全である

登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づき賠償が行えるよう、保険に入っています。

Standard…安心できる

登録店は、お客様に提供するサービスの内容を明確に表示し、満足いただけるサービスを提供します。

Sanitation…清潔である

登録店は、衛生的なサービスを提供するため、厳しい管理基準を定め、営業施設又は設備の維持・管理を行っています。

特典：日本政策金融公庫の融資（運転資金）の利率が軽減されます。

- 厚生労働大臣の約款に従って、安全・安心・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。



消費者のお店選びの目安となる

「Sマーク」制度

に登録しましょう。

※希望される方は、所属の組合又は指導センターにお問い合わせください。

区分	手数料	標識代等	合計
新規登録（3年有効）	6,600円	3,300円	9,900円
再登録（5年有効）	2,360円	1,300円	3,660円

■ 生活衛生同業組合加入のおすすめ

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、業界全体の振興発展、衛生水準の向上並びに利用者利益の擁護を目的として、自主的な活動を行っている団体です。

加入すると、次のようなメリットがあります。

- ①日本公庫の有利な融資（低金利、融資限度額、貸付期間等）
- ②研修会・講習会への参加による技能の向上、知識の習得
- ③各種共済、保険制度への加入
- ④行政や業界の情報を迅速に入手
- ⑤カラオケ・クレジット料金などの割引・優遇



■ 税務署からのお知らせ

インボイス発行事業者の登録申請手続受付中！

事業者の方へ

販売(売上)先に事業者がある方は、インボイス発行事業者になることを検討する必要があります。



インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかの判断

- 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう！
 - ・消費者、免税事業者又は簡易課税制度を選択している課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません
- 登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう！！
 - ・登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、消費税の申告が必要です
 - ・登録を受けない場合、インボイスを交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できます
- 登録を受ける場合は、登録申請手続をしましょう！！

インボイスについて知りたい方は・・・

- 動画で確認することもできます！
過去に実施した説明会の動画を、YouTubeでご覧いただけます。
- オンライン説明会も開催中！
全国どこからでも参加可能なオンライン説明会を開催しています。

YouTube国税庁
動画チャンネル
インボイス制度特集



登録申請の方法はこちら！

- ① e-Taxによる手続（SP版は個人事業者のみ）
- ② 書面による手続



e-Tax (Web版)



e-Tax (SP版)

- ① e-Taxによる手続（SP版は個人事業者のみ）
- ② 書面による手続



書面ダウンロード

「送付先」

〒730-8521
広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎1号館

「広島国税局
インボイス登録センター」宛

軽減・インボイス コールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています！！

「フリーダイヤル」
0120-205-553（無料）
9:00～17:00（土日祝除く）

■ 日本政策金融公庫からのお知らせ

生活衛生関係営業を営むみなさまへ

経営お役立ち情報

日本公庫は、ホームページを通じて、経営に役立つさまざまな情報を発信しています。

ノウハウ集 売上アップやSNS活用など経営課題の解決に役立つノウハウを紹介しています。

<写真の撮り方ガイド>



スマホで簡単に実践できる、売上アップにつながる「料理写真」の撮影方法や工夫事例を分かりやすく紹介した冊子です。

<SNS活用ガイドブック>



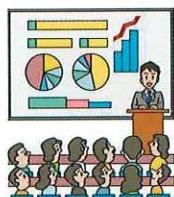
SNSを使った集客に初めて取り組む方向けに、基礎知識や押さえておくべきポイントをまとめた冊子です。



無料でダウンロードいただけます。

セミナー

全国各地で開催しているセミナー情報をご案内しています。



生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センター、商工会・商工会議所等と連携して各種セミナーを開催しています。

コロナ禍での開催ニーズに対応するため、オンラインセミナーにも力を入れています。



情報誌

経営に役立つ情報や企業事例などを紹介しています。



<生活衛生だより>

生活衛生関係営業に関する調査結果や特徴ある企業事例、専門家からのアドバイス記事などを掲載しています。

年4回（1、4、7、11月）発行



無料でダウンロードいただけます。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

■ 広島県からのお知らせ

生活衛生営業に係る法律の改正案

旅館業は、宿泊を必要とする者に宿泊場所を提供し野宿や行き倒れを防止するために、公共の福祉の面から旅館業者に義務を課しています。宿泊拒否については、極めて例外的に旅館業法で次のとおり規定されていますが、新型コロナウイルス感染症等のパンデミックの際の対応が困難な事例や人権保障上の問題が生じております。厚生労働省は専門家による検討会を開催し、時代の情勢変化に対応できるよう法律改正を検討しています。

また、厚生労働省は、生活衛生関係営業者の事業譲渡手続きの簡素化についても検討をしています。



【改正案の概要】

1 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

現行の旅館業法では、次の場合を除いて宿泊を拒んではならないと規定しています。

- ア 宿泊しようとする者が重篤な感染症を引き起こす感染症にかかっていることが明らかである場合。
- イ 宿泊しようとする者がとばく、その他違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められる場合。
- ウ 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由がある場合。

(1) 宿泊拒否理由の明確化等

- ① 特定感染症（感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
 - ・特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとし、正当な理由なくこれに応じないときは宿泊を拒むことができるとしている。
 - ・その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとし、正当な理由なく体温その他の健康状態等の確認の求めに応じないときは宿泊を拒むことができるとしている。
- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

(2) 差別防止の更なる徹底

旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切なサービス提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。

2 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継

【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。等

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

(一社)広島県生活衛生同業組合連合会オリジナルの共済制度

せいえいん



年齢や保障内容に合わせて選べる4タイプ! 充実の24時間保障!

せいえいん

経営者支援型

自分の代わりはいないから休めない…
そんな経営者のための大型保障です!

新規加入年齢

満20歳から満69歳まで (満75歳の誕生日が属する月の末日まで保障)

がんと診断
されたときは

一律 20万円

ケガ・病気で
入院(7日以上)
したときは

一律 30万円

頑張る事業所の
経営者さんに!

共済掛金 [月々]
6,800円

せいえいん

新規加入年齢

満3歳から満69歳まで
(満75歳の誕生日が属する月の末日まで保障)

入院日額**4,000円**
通院日額**2,000円!**

充実のケガ保障!

共済掛金 [月々]

800円

せいえいん

医療型

新規加入年齢

満3歳から満64歳まで
(満70歳の誕生日が属する月の末日まで保障)

入院日額**5,000円!**
さらに手術見舞金や
退院祝金もお支払い!
(※) 年齢により減額となります。

病気もケガも保障!

共済掛金 [月々]

2,000円

せいえいん

シニア型

新規加入年齢

満60歳から満75歳まで
(満85歳の誕生日が属する月の末日まで保障)

満**85歳**まで保障するのは
シニア型だけ!
がん保障も充実!

シニア世代の
医療保障!

共済掛金 [月々]

3,200円

■お申し込み・お問い合わせは

- (一社)広島県生活衛生同業組合連合会
- 各生活衛生同業組合

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を
広島県共済

(広島県認可)
広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹原町4-17
<https://www.kyosai.or.jp>

広島県共済組合貞相談室 ☎ 0120-708030